

令和3年度経営発達支援事業自己評価報告書

知名町商工会経営発達支援事業評価委員会 御中

知名町商工会
会長 原田孝志 印

経営発達支援事業の実施状況及び自己評価を次のとおり報告します。

1 認定された経営発達事業の取り組み状況

経営発達支援計画2次のスタートから2年目となり、地域経済動向調査等の聞き取り内容に基づき、経営に関する現状と課題、事業者ニーズを把握して、その課題解決を図るため、小規模事業者への支援目標を設定して効果的な支援を図り、小規模事業者の経営力強化、経営発達を推進することにより、地域商工業全体並びに地域経済活性化を図る。

【事業計画策定支援】

- ① 事業承継支援セミナーと個社支援の開催
- ② 経営革新セミナーと個社支援の開催

【新たな需要開拓に寄与する事業】

- ① 「商工会のこだわりの逸品フェア ONLINE」
- ② 「知名町フェア」かごしま特産品市場

2 認定された目標数値（年度目標数値）

申請先	補助事業名	R3年度目標	R3年度実績	達成率
全国商工会連合会	小規模事業者持続化補助金	10件	9件	90%
国（農政局等）	経営力向上計画申請	2件	1件	50%
鹿児島県	経営革新計画	2件	0件	0%
国（九経局）	事業継続力強化計画策定	2件	2件	100%
鹿児島県	地域中核事業者支援事業補助金	2件	1件	50%
鹿児島県	誘客取組等支援事業補助金	1件	1件	100%
鹿児島県	サービス業販売チャンネル新規開拓・生産性向上支援事業費補助金	1件	0件	0%
国（中小企業庁）	事業再構築補助金	1件	1件	100%
全国中小企業団体中央会	ものづくり補助金	2件	0件	0%
合計		23件	15件	65%

(1) 経営状況の分析に関すること【指針①】

巡回・窓口相談、各種セミナーの開催等を通じた地域内小規模事業者の実態把握

(実施目標)

毎年、年間巡回目標件数を設定し、個人及びチームによる情報収集を行う。また、各種相談会及びセミナーを数回実施し、より多くの小規模事業者等の経営状況を分析する。

令和元年度補正 小規模事業者持続化補助金	9 件申請	7 件採択
経営力向上計画申請	1 件申請	1 件採択
事業継続力強化計画申請	2 件申請	2 件認定
誘客取組等支援事業補助金	1 件申請	1 件採択
地域中核事業者支援事業補助金	1 件申請	1 件採択
事業再構築補助金	1 件申請	申請中

目 標	実 績
20 件	15 件

評価	B
----	---

(2) 事業計画策定支援に関すること【指針②】

経営状況の分析結果、経済動向等や需要を見据えた事業計画策定への指導・助言

(実施目標)

小規模事業者に計画的な事業計画を策定することの意識づけを行い、成長志向事業者の取組むテーマに即して、円滑、かつ効果的に質の高い事業計画書の策定に向けてセミナー、窓口相談を実施する。計画書策定においては、必要に応じて他の支援機関や専門家と連携をする。

■事業承継支援セミナー（集団）

開催日時 令和3年12月7日（火） 19:00 ～ 21:00

場 所 知名町商工会館

講 師 (有)P&Cファイナンシャルパートナーズ 酒匂 健寿 氏

受講者 12名

□事業承継（個社支援）

開催日時 令和3年12月8日（水） 9:00 ～ 12:00

場 所 知名町商工会館

講 師 (有)P&Cファイナンシャルパートナーズ 酒匂 健寿 氏

受講者 3名

■経営革新計画セミナー（集団）

開催日時 令和4年2月7日（月） 19:00 ～ 21:00

場 所 知名町商工会館

講 師 合同会社グローバルサポート 代表社員 川野 義美 氏

受講者 11名

□経営革新（個社支援）

開催日時 令和4年2月8日（火） 9:00 ～ 12:00

場 所 知名町商工会館

講 師 合同会社グローバルサポート 代表社員 川野 義美 氏

受講者 3事業所



事業計画策定	
目 標	実 績
15件	15件

セミナー 開催数	参加人員
目 標	目 標
3回	60名
実 績	実 績
2回	23名

評価 C

(3) 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】

■事業計画策定後支援（個社支援）

実施方法	目 標	実 績
フォローアップ 対象事業者数	15件	18件
延べ回数	70回	81回
売 上 増 加	5社	1社
利益率1%以上 の増加事業者数	2社	2社

評価 B

(4) 経営指導員等の資質の向上に関すること

■職員資質向上によるスキルアップ

実施方法	目 標	実 績
対 象 職 員 数	4名	4名
O F F - J T	4回	6回
支援ミーティング会	12回	12回

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による国・県・町の支援策について、職員間で支援メニューや支援方法等を要綱等に基づき習得、資質向上と支援力向上を図る。
- ②伴走型小規模事業者支援推進事業の需要開拓支援において、職員間の連携を図りながら販売推進にあたる。

評価 A

(5) 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針⑥】

商工会に需要開拓につながる情報を一元的に集め、販路開拓に取り組む小規模事業者に提供する体制を整備する。販売機会につながる販路開拓支援事業や、マスコミ等を通じて商品や企業の情報を発信する情報発信事業により、需要の開拓に寄与する取組みを支援する。

■「かごしま特産品市場」沖永良部島・与論島3町合同フェアへの出展

日 時 令和3年11月6日(土)～7日(日)
場 所 鹿児島市千石町 かごしま特産品市場
出展者数 2社
品 目 仏手柑漬け 黒糖焼酎 他
事業内容 特産品等の展示販売・広報宣伝活動・販路開拓支援
販 売 額 72,374円の売上(知名町)



かごしま特産品市場(3町合同フェア)

■商工会こだわりの逸品フェアONLINEへの出展

※（商工会こだわりの逸品フェアは、まん延防止等重点措置の適用により中止）

日 時 令和3年11月26日（金）～12月19日（日）

場 所 ECサイト内

出展者数 1社

品 目 仏手柑漬け 豆腐キムチ 他

事業内容 ECサイト内特産品の販売・販路開拓支援

販売額 16,500円の売上

目 標	実 績
2回	2回

評価	A
----	---

3 支援体制

(1) 本会の支援体制

事務局長	0人	経営指導員	2人	経営支援員	1人	一般職員	1人
------	----	-------	----	-------	----	------	----

(2) 連携等の状況

連 携 先	具 体 的 な 内 容
和泊町商工会	知名町・和泊町・与論町 かご市3町合同フェア
与論町商工会	知名町・和泊町・与論町 かご市3町合同フェア

4 収支の状況

(1) 収入の部

科 目	予 算	決 算	増 減	備 考
事業収入	1,740,760	900,002	△840,758	
補助金	1,740,760	900,002	△840,758	全国商工会連合会
委託費等	0	0	0	
自己資金	0	0	0	
その他	0	0	0	
収入の合計	1,740,760	900,002	△840,758	執行率 51.7%

(2) 支出の部

科 目	予 算	決 算	増 減	備 考
伴走型小規模事業者支援推進事業費	1,740,760	900,002	△840,758	
謝金	300,000	300,000	0	講師謝金
旅費	180,000	152,100	△27,900	講師旅費等
通信運搬費	32,760	29,746	△ 3,014	需要開拓費用
展示会等実施・出展費	1,228,000	418,156	△809,844	需要開拓出展料
支出の合計	1,740,760	900,002	△840,758	

今後の支援についての意見

6 自己評価報告

項目	自己評価	コメント
目標	B	管内の小規模事業者の持つ経営課題解消のため、巡回指導を通じて、個別で対応する方法と、セミナー、研修を通じて集団で対応する方法の両面から、持続的発展を可能とする支援を行う。
地域の経済動向調査に関すること	A	新型コロナ感染症の影響等を受けて、飲食店を中心に経営の影響等について聞き取り調査を実施。
経営状況の分析に関すること	B	各種の国・県等の認定数が目標達成とならなかったため。
事業計画策定支援に関すること	C	事業計画通りの支援を実施 参加者数が目標未達
事業計画策定後の実施支援に関すること	B	事業計画策定後の支援は、補助金申請者を中心に進捗確認や定期的な巡回・フォローアップ実施により目標達成。
需要動向調査に関すること		本年度の実行計画がなく、事業除外。
新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること	A	「商工会こだわりの逸品フェア」は中止となかったが、新たにECサイトによるONLINE出展を実施した。
地域経済活性化に資する取組	B	青年部による花火大会の実施。
事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組	A	OFF-JTについて実施し円滑な業務の支援の取組を行う。
全体報告（総合評価）	B	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、各種イベントや展示販売会をやむなく中止となるなど飲食業や小売業を中心に消費の落ち込みが著しく、依然として商工業者への影響が大きい。</p> <p>新たな需要の開拓に寄与する事業では、「商工会こだわりの逸品フェア」が中止となるなど思うような販路開拓支援の実施には至らず、セミナー開催を後期へ集中させ、個社の事業計画策定を全期に渡り実施、経営分析や事業計画策定による各種補助金制度の活用を行い、伴走型支援にて持続的発展への取組を行う。</p>

※評価の目安 A：目標を達成することができた。（100%）

B：目標を概ね達成することができた。（80%～99%）

C：目標を半分程度しか達成することができなかった。（30%～79%）

D：目標をほとんど達成することができなかった。（30%未満）

経営発達支援事業評価基準

(目的)

第1条 この基準は、認定商工会が行う経営発達支援事業について、評価委員会が評価等を行うに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この評価は、認定商工会が各事業年度において経営発達支援計画に掲げた各項目の実施状況及びアンケート調査の分析結果等を明らかにするとともに、評価委員会が、PDCAの観点から経営発達支援事業について総合的な評価を行い、認定商工会が行う経営発達支援事業の改善・充実に資するものとする。

(評価の手順等)

第3条 評価委員会及び認定商工会は、次の手順に基づき、経営発達支援事業に対する評価及び助言等を行う。

(1) 認定商工会は、事業が終了後、速やかに別紙に定める評価基準に基づき自己評価を行い、改善すべき事項について対応を図らなければならない。

(2) 認定商工会は、事業年度終了後、1月以内に様式第1号に定める「経営発達支援事業自己評価報告書（以下「自己評価報告書」という。）」を評価委員会に提出しなければならない。

(3) 評価委員会は、認定商工会から提出された自己評価報告書に基づき、定められた目標の達成状況を確認し、その結果についてその妥当性を審議、評価するとともに、改善すべき事項があると認めた場合は助言等を行う。

(4) 評価委員会は、前号に定める協議の結果、別紙に定める評価基準に基づき、様式第2号に定める「経営発達支援事業評価報告書」（以下「評価報告書」という。）を作成し、認定商工会へ通知する。

(5) 前項に定める評価報告書を受領した認定商工会は、速やかに、公表しなければならない。

(6) 改善すべき助言等を受けた認定商工会は、速やかに改善計画書を作成し、評価委員会に報告しなければならない。

2 評価委員会は、前項第2号に定める自己評価報告書について当該認定商工会を評価委員会に出席させ、状況報告及び意見等を聞くことができる。

3 評価委員会が必要と認めた場合、第1項各号に定める様式の一部を変更することができる。

(訪問調査等)

第4条 評価委員会は、定められた目標の達成状況の確認を行うとともに適正な評価を行うため、評価の対象となる期間中に、評価委員又は本会役職員（以下「評価委員等」という。）の訪問調査及び書面調査（以下「訪問調査等」という。）を行うことができる。

2 評価委員等は、訪問調査等により、認定商工会に改善すべき事項があると認めた場合は、助

言等を行う。

(評価方法)

第5条 評価にあたっては、認定商工会が定める目標を成果指標（成果に関する指標）及び活動指標（事業実施に直接関連する指標）に区分し、それぞれ指標の実績及びアンケート調査の分析結果等に基づき、事業の視点、小規模事業者の視点、人材育成の視点及び財務の視点等を総合的に勘案して、各項目の評価を次の4段階評価で行う。

A：目標を達成することができた。（100%）

B：目標を概ね達成することができた。（80%～99%）

C：目標を半分程度しか達成することができなかった。（30%～79%）

D：目標をほとんど達成することができなかった。（30%未満）

(雑則)

第6条 この基準に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。